

労働者派遣事業に関する情報

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

事業所名称	ネオウィル大阪株式会社
事業所の所在地	大阪府高槻市南芥川町4丁目26番 ピア・グランデ206

① 2025年6月1日付 派遣労働者数	14	人
② 2024年度 派遣先事業所数（実数）	5	件
③ 2024年度 労働者派遣の料金（1日8時間当たり）額の平均	15,760	円
④ 2024年度 派遣労働者の賃金（1日8時間当たり）額の平均	10,800	円
⑤ 2024年度 マージン率の平均	31.5	%

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項	・労使協定を締結しているか否か : 締結済み ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者 ・労使協定の有効期間の終期 : 2026年3月31日
その他参考となると認められる事項	・社会保険への加入（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険・介護保険） ・有給休暇制度、裁判員休暇制度

キャリアコンサルティング相談窓口

スタッフの皆様を全面的にサポートするためにキャリア形成・メンタルサポート・各種ハラスメントの相談窓口を設けております。専任のスタッフがご相談に丁寧に対応させていただきます。担当には話しにくいことなども遠慮なく相談してください。

相談内容は守秘義務に基づき、関係者のみで対応いたします。

また相談内容・事実関係の確認に協力したこと等を理由とした不利益な取り扱いを行うことはありませんのでご安心して相談してください。

お問い合わせ先	072-669-9915 キャリアコンサルティング担当 櫛田 聰 平日：10：00～16：00
---------	---

ご参考

■ 派遣料金の仕組み

派遣料金の仕組みの詳細につきましては、一般社団法人日本人材派遣協会のサイトでご覧ください。

<https://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html>

■ マージン率について

派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようないわゆるマージン率があります。

- ・派遣労働者の社会保険料
- ・派遣労働者の有給休暇費用
- ・募集費、教育費、福利厚生費
- ・事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費